

訪問看護ステーションなかむら運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会医療法人医仁会が設置する訪問看護ステーションなかむら（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護 及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復を目指すべく在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 事業の運営にあたっては、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の 他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 訪問看護ステーションなかむら

(2) 所在地 札幌市南区川沿2条2丁目3番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師若しくは保健師1名(常勤・兼務)

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。ただし、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員 看護師3名以上(常勤・専任)

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士2名(常勤・専任)

必要に応じて配置するものとし、訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 通常月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日法に定める休日、12月30日から翌年の1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、利用者からの申し出に基づき、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1～3割を徴収するものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほかその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(通常の業務の実施地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、札幌市中央区、南区、豊平区とする。

(相談・苦情対応)

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
(その他運営についての留意事項)

第15条 ステーションは、職員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務執行体制についても、検証、整備するものとする。

(1) 採用後1年から2年経過時に、訪問看護養成講習会

(2) 継続研修 年2回以上

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

第16条 訪問看護療養費に関する基準に係る届出について

24時間対応体制加算 H20年4月1日より

特別管理加算 H24年4月1日より

(ハラスメント防止強化)

第17条 優越的な関係を背景とした言動をしてはならない

2 性的言動により、他の職員に不利益や不快感をもたらしたり、就業環境を害するようなことをしてはならない

3 妊娠、出産等に関する言動、その他、職場におけるあらゆるハラスメントにより就業環境を害してはならない

(虐待防止のための対策)

第18条 ステーションは利用者虐待、または権利利益を不当に侵害する行為(以下「虐待等」)を防止するため、次に掲げる措置を講じる

2 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用し行うことができるものとする)を定期的に開催する

3 事業所における虐待防止の指針を整備し、虐待防止のための研修会を定期的に実施する。

4 これらに掲げる措置を適切に実施する為の担当者を配置する。

(衛生管理等)

第19条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を

図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 社会情勢の急激な変化、地震、風雪水害など著しい社会秩序の混乱等で、通常業務に支障が出る可能性がある。災害時の情報、災害状況を把握し職員の安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行う事とする。

（地域との連携等）

第21条 平時より他事業所との協力関係を保ち、非常災害時は速やかに連携し相互支援体制を構築する。相互の協力内容は協定書に取りまとめ締結し、平常時においても運営上様々な点についても交流を図るものとする。

（附則）

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成14年4月1日に改定する。
- この規程は、平成16年4月1日に改定する。
- この規程は、平成18年4月1日に改定する。
- この規程は、平成19年8月16日に改定する。
- この規程は、平成20年6月10日に改定する。
- この規程は、平成20年10月1日に改定する。
- この規程は、平成21年4月1日に改定する。
- この規程は、平成23年4月1日に改定する。
- この規程は、平成23年8月1日に改定する。
- この規程は、平成24年9月1日に改定する。
- この規程は、平成25年4月1日に改定する。
- この規程は、平成25年7月1日に改定する。
- この規程は、平成26年11月4日に改定する。
- この規程は、平成28年7月1日に改定する。
- この規程は、令和2年1月10日に改定する。
- この規程は、令和3年6月11日に改定する。
- この規定は、令和6年5月1日に改定する。